情報処理の促進に関する法律施行規則第一条に規定する経済産業大臣の認定について定める告示の一部を改正する告示

情報処理の促進に関する法律施行規則第一条に規定する経済産業大臣の認定について定める告示（平成二十九年経済産業省告示第九十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
情報処理の促進に関する法律施行規則第一条第一号に規定する経済産業大臣の認定について定める告示 **第一条**　情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二号。以下「規則」という。）第一条第一号に規定する経済産業大臣の認定は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。ただし、申請日において当概要件に係る事務に従事しなくなった日の翌日から起算して三年を経過している場合にあっては、この限りでない。 一・二　［略］ 三　内閣官房（内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条に規定する内閣官房をいう。）において、内閣の重要施策に関する情報の収集調査に関する事務であって、サイバーセキュリティに関する知識及び技能を要する事務に従事した期間が通算して二年以上である者であって、法第六条に規定する業務を行うのに十分な能力を有すると内閣情報官が認める者であること。 四　独立行政法人情報処理推進機構（以下、この号及び第二条において「機構」という。）から委嘱を受け、法第十条に規定する支援士試験事務（支援士試験の問題を作成するものに限る。）又はサイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法第三十一号）の施行前の情報処理の促進に関する法律第七条第二項に規定する情報処理技術者試験の実施に関する事務（情報セキュリティスペシャリスト試験の問題を作成するものに限る。）に従事した期間が通算して二年以上である者であって、法第六条に規定する業務を行うのに十分な能力を有すると機構の理事長が認める者であること。	情報処理の促進に関する法律施行規則第一条に規定する経済産業大臣の認定について定める告示 **第一条**　情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二号。以下「規則」という。）第一条に規定する経済産業大臣の認定は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。ただし、申請日において当概要件に係る事務に従事しなくなった日の翌日から起算して三年を経過している場合にあっては、この限りでない。 一・二　［略］ ［新設］
第二条　規則第一条第一号に規定する経済産業大臣の認定を受けようとする者（この条において「申請者」という。）は、別記様式による申請書を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。 一・二　［略］ 三　前条第三号に掲げる事務に従事し、又は従事していた申請者　内閣情報官 四　前条第四号に掲げる事務に従事し、又は従事していた申請者　機構の理事長 2・3　［略］ 備考　表中の［　］は注記である。	**第二条**　規則第一条に規定する経済産業大臣の認定を受けようとする者（この条において「申請者」という。）は、別記様式による申請書を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。 一・二　［略］ ［新設］ 2・3　［略］

別記様式を次のように改める。

（別記様式）

情報処理安全確保支援士登録資格認定申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

（申請者）
所属：
氏名（自署）：　印
生年月日：
住所：
電話番号：

情報処理安全確保支援士の登録資格の認定を受けたいので、情報処理の促進に関する法律施行規則第1条第1号に規定する経済産業大臣の認定について定める告示第2条に基づき、下記のとおり申請します。

記

従事期間	勤務記録事項	従事年数
年　月　日 ～　年　月　日		年　月
年　月　日 ～　年　月　日		年　月
年　月　日 ～　年　月　日		年　月
年　月　日 ～　年　月　日		年　月